

昨年の歳上分まで今もつて支払がないため、
昨年末度々支払方を懇請、しかも御奉公だ
と思って、多額の借銀までして差縁りし、
買集めてきた、

「御買上代銀一円御渡方無之候ニ付而
者、是迄借入候銀主方返済相成不申

候故、銀主方氣前悪しく後々一切借
入出来不申誠ニ途方ニく九罷在候」

しかも、文政二年（一八一九）は皮肉にも
伊勢辺、頬戸内など特に海賊が多くされた。

参考までに、売上銀高を擧げると、
当春より当月十八日迄売上高

「御買上代銀一円御渡方無之候ニ付而
者、是迄借入候銀主方返済相成不申

候故、銀主方氣前悪しく後々一切借
入出来不申誠ニ途方ニく九罷在候」

史料紹介

竹屋町役員文書は近世後期の田辺城
下町研究にとつて宝庫ともいふべき

ものであるが、次に紹介する史料は
「役用日記（天保八年）」から抜き

出来たものである。

石二付九拾七匁

百四匁 三番売り

御藏米直段引下ヶ

十一月四日

十月廿八日

御藏米直段引下ヶ

西九月晦日

無據逗留仕、日々相頼候得共何分春
来御買上ノ分一円俵物も代御出方無之

上、去七月御用立て七拾五メ之内三
札ノ表三去十二月晦日限之處、今以
相断候處甚當惑ノ由二付前書之通被
願上候、此段誤被為聞召俵物も代御

出方被仰付、又者残銀三分御下ヶ被
下候共右兩様之内御聞届御渡方被成
手順尽、此上差縁手當無御座甚以心
配仕罷在候、依而當方取替不相成段

